

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年11月29日 11時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市雄勝漁港 赤埼灯台から真方位315° 1.7海里付近 (概位 北緯38° 31.2′ 東経141° 28.2′)
事故の概要	漁船第二喜久丸は、コンクリート製アンカーブロックの吊上げ作業中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二喜久丸、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-40177（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏、水温 約13℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、雄勝漁港の岸壁前面の海底に保管されていた養殖施設用のコンクリート製アンカーブロックを雄勝湾内の養殖施設に運搬する目的で、アンカーブロックに取り付けた前部甲板のデリックのワイヤを船首部の左右舷方向に渡した金属パイプの上に掛け、同ワイヤをウインチで巻き取った。</p> <p>本船は、アンカーブロックを水面下に海底から浮かせた状態で、船長が航行を開始する準備を行っていたところ、アンカーブロックを吊っていたワイヤが船首部の金属パイプから右舷側に外れ、アンカーブロックの重さにより右舷側に傾斜し、海水がブルワークを越えて船内に浸水して右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底に自力ではい上がり、付近の陸上で工事を行っていた作業員により本船を岸壁に引き寄せられて救助された。</p> <p>船首部の金属パイプは、吊上げワイヤ等の脱落を防止するガイドがなかった。</p>
分析	本船は、雄勝漁港において、コンクリート製アンカーブロックの吊上げ作業中、アンカーブロックを吊っていたワイヤが船首部の金属パイプから右舷側に外れたことから、アンカーブロックの重さにより右舷側に傾斜し、海水がブルワークを越えて船内に浸水して転覆したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、雄勝漁港において、コンクリート製アンカーブロックの吊上げ作業中、アンカーブロックを吊っていたワイヤが船首部の金属パイプから右舷側に外れたため、アンカーブロックの重さにより右舷側に傾斜し、海水がブルワークを越えて船内に浸水して転覆したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 重量物を吊り上げる際は、吊上げワイヤ、吊上げロープ等が片舷に寄ることがないように十分に注意を払うこと。</li><li>・ 吊上げワイヤ、吊上げロープ等を掛けるローラ部には、ワイヤ、ロープ等がローラ部から脱落するのを防止するガイドを設けることが望ましい。</li></ul>